



4月から国民年金の 制度が変わります

☎ 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124
国民年金に関する問い合わせ 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144

保険料の免除ができる期間が拡大

所得が低い・失業したなどの理由で保険料を納めることが難しい人のために保険料の免除制度があります。

今までの免除申請は過去1年分までしかさかのぼりませんでしたが、2年分までさかのぼって申請できるようになります。

※免除は該当する月の前年(または前々年)の所得に基づいて審査されます。

※学生納付特例制度・若年者納付猶予制度も過去2年分までさかのぼって申請できます。

法定免除期間中でも通常納付を選択可

障害基礎年金などを受け取っている期間中は、保険料が法定免除になります。

老齢基礎年金の増額を希望するときは、保険料の追納制度を利用する必要がありましたが、法定免除の期間中でも通常納付ができる「納付申出制度」が始まります。

申し出により、保険料の前納や口座振替の利用、付加年金の加入などができます。

付加保険料の納付ができる期間が拡大

付加年金の保険料(月額400円)は、納付期限日までに納付しないとその後は納付できませんでしたが、国民年金保険料と同じく過去2年分まで納付できるようになります。

障害年金の額改定請求の条件が変更

障がいの程度が重くなったときの額改定請求には1年間の待機期間がありましたが、明らかに障がいの程度が悪化したことが確認できるときは、すぐに額改定の請求ができるようになります。

■ 4月は学生納付特例制度の更新月です

国内に住むすべての人は、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生は在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。

学生で国民年金保険料が納められないときには、役場健康づくり推進課で申請してください。

2年目以降は申請も簡単

翌年度も引き続き在学予定の人は、日本年金機構から3月下旬に送付される「ハガキ形式の申請書」を提出するだけで申請ができます。

■ 対象者

20歳以上で本人の前年中の所得が原則118万円以下の学生

■ 対象校

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修大学および各種学校

■ 必要なもの

- ① 学生証または、申請する年度の在学証明書の写し
- ② 認印
(スタンプ式は不可)

■ 承認されると…

申請した年度の保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例期間は、年金を受給するための資格期間には参入されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納付できます。

承認を受けた年度の次の年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に加算額がつきます。